

オリンピックスポーツクラブ会則

クラブ会員会則

〔定義〕

第1条 本会則によって定める条件は「オリンピックスポーツクラブ」(以下本クラブという)に適用されるものとする。

〔目的〕

第2条 本クラブは、会員が本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康の維持及び増進を図ると共に、会員相互の親睦並びに扶助を図る事を目的とする。

〔会員制度〕

第3条 1.本クラブは会員制とする。
2.会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
3.会員は、本クラブ諸施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

〔入会資格〕

第4条 1.各会員制度において別途定める資格に該当する者。
2.本クラブ所定の確認書により本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに本クラブへ申告した者。
3.本会則に同意する者。
4.過去に本クラブより除名等の通告を受けていないもの。

〔入会手続き〕

第5条 本クラブに入会しようとする者は、本会則に同意した上で以下に定める手続を行わなければならない。

- 1.所定の申込書により入会申込を行い本クラブの承認を得た上、会員区分に従って入会金及びその他所定の費用等を会社に払い込み、入会手続きが完了する。
- 2.未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

〔入会金・諸会費〕

第6条 1.会員区分に従う入会金及び諸会費は別に定める。
2.会員は別に定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込まなければならない。
3.一旦納入した入会金及び諸会費は、これを返還しない。

〔会員資格の取得〕

第7条 第5条の手続が完了し、規定の料金の納入により、会員資格を取得したものとす。

〔会員資格譲渡〕

第8条 本クラブの会員資格は他に譲渡できない。

〔ビジター〕

第9条 1.本クラブのプログラムの一部においては会員の同伴により会員以外の者(以下ビジターという)に、本クラブ諸施設を利用させることができる。
2.ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとする。
3.ビジターは、利用に際して、本会則に同意したものとみなし、会員同様に本会則に従うものとする。

〔諸規則の遵守〕

第10条 1.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
2.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従わなければならない。
3.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
4.会員は本クラブ内での商業行為、政治的、宗教的活動または、これに類する行為等を禁止します。
5.第9条により、ビジターが本クラブ諸施設を利用する際も同様とする。

〔損害賠償責任免責〕

第11条 1.会員又はビジターが本クラブ諸施設の利用により損害を被った場合、損害の発生につき、会社に故意又は重過失がある場合に限り、会社は損害賠償の責を負う。
2.前項により会社が負う損害賠償の範囲は、通常発生が予見できるような通常の損害で、かつ現実に生じた積極的損害に限られ、消極的損害は含まれないものとする。
3.第1項の規定にかかわらず、会社は、盗難及び駐車場内での事故により会員又はビジターが受けた損害に対し、一切の責任を負わない。

〔会員の損害賠償責任〕

第12条 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合その会員が賠償の責に任ずるものとする。会員が同伴したビジターについても同様とする。

〔会員資格喪失〕

第13条 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。但し、入会金の返還はしないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれらを請求する権利を有する。

- 1.会員本人の都合により退会の申し出をしたとき。
- 2.第14条により除名された場合。
- 3.会員本人が死亡した時。
- 4.経営上やむを得ない事由により、本クラブ施設の全部を閉鎖した時。

〔会員除名〕

第14条 会員は次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することが出来る。

- 1.本クラブの会則及び諸規則に違反した場合。
- 2.本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくない行動をした場合。
- 3.諸会費及び諸費用の支払を怠った場合。
- 4.法令に違反する、または社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
- 5.危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
- 6.その他会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合。

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

第15条 次の場合会社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。(但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。)

- 1.気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 2.施設の増改築によりやむを得ない場合。
- 3.施設の利便性向上のため、修繕又は点検等の場合。
- 4.その他重大な事由によるやむを得ない場合。

〔利用の禁止〕

第16条 次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

- 1.刺青・タトゥーのある者。
- 2.反社会的勢力等に属する者。
- 3.伝染病、その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する者。
- 4.一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状

- を招く疾病を有する者。
- 5.飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した者。
- 6.医師から運動を禁じられている者。
- 7.過去に会社より除名の通告を受けた者。
- 8.その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した者。

〔諸費用の変更ならびに運営システム変更について〕

第17条 会社は、会社が必要と判断した場合、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用、及び施設運営システムを変更することができる。

- 1.会社は、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用について会社が必要と判断した場合変更することができる。
- 2.会社は、前項の変更に際して、原則として、変更前に相当期間の予告期間を設けるものとするが、ウイルス対策等高度の緊急性・必要性が認められる場合、例外的に予告なく変更することができる。

〔会則の改定〕

第18条 会社は、会社が必要と判断した場合、会員の同意を得ることなく会則を改定することができる。この場合、会社は施行日の一ヶ月までに、ホームページ、施設内掲示板等により会員に告知するものとし、改定後の会則等は全会員に効力が及ぶ。

〔個人情報の扱い〕

第19条 会員の個人情報については、本クラブが各種ダイレクトメール等による営業のご案内に利用させていただくことに同意するものとする。

〔不可抗力〕

第20条 地震、暴風雨、洪水その他の天変地変、戦争・暴動・内乱、火災、法令の改廃制定、公権力による命令処分、その他非常事態宣言による休業要請等政府による行為、ストライキその他の労働争議、輸送機関・通信回線の事故等の不可抗力により営業ができない場合、会社は債務不履行責任を負わない。